

第二部 参 照 情 報

第1 参照書類

機構の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

「債券内容説明書（法人情報） 平成 18 事業年度」（平成 19 年 10 月 1 日付作成）

第2 参照書類の補完情報

上記に掲げた参照書類としての「債券内容説明書（法人情報） 平成 18 事業年度」に記載された「事業等のリスク」その他の内容について、当該「債券内容説明書（法人情報） 平成 18 事業年度」の作成日以降本債券内容説明書（証券情報）作成日（平成 20 年6月9日）までの間において、変更及び追加事項が生じております。以下においては、当該変更及び追加事項を含む内容を記載しており、変更及び追加箇所は下線で示しております。

第1 法人の概況

2 沿革

年 月	事 項
平成 16 年 4 月	日本育英会、財団法人日本国際教育協会、財団法人内外学生センター、財団法人国際学友会、財団法人関西国際学友会の各公益法人及び国が実施してきた事業を整理・統合し、独立行政法人日本学生支援機構設立
平成 17 年 4 月	機関保証制度を導入
平成 19 年 4 月	法科大学院生や日本人学生の海外留学を対象とした奨学金の導入
平成 20 年 4 月	第一種奨学金の貸与月額改定（1,000 円の増） <u>第二種奨学金の貸与制度及び資金調達制度の見直し</u> <u>第二種奨学金の新貸与月額創設</u>

3 事業の内容

(2) 国との関係について

平成 20 年 4 月 25 日に独立行政法人通則法の一部を改正する法律案が閣議決定され、同日国会に提出されました。
当法案が可決された場合、以下に掲げる内容は一部変更が見込まれます。なお、当法案の概要につきましては、第 2 事業の状況 3 事業等のリスク (2) 国の政策に伴うリスク ⑤独立行政法人通則法の一部改正について
をご参照下さい。

(4) 事業の概要

【奨学金貸与事業】

① 奨学金の種類

第二種奨学金貸与月額（平成20年度 4 月入学の場合）

区分	貸与月額（自由選択）
大学・短大・高専<4・5年>・専修<専門>	3万円・5万円・8万円・10万円・ <u>12万円</u> から選択
私立大学 医・歯学課程	<u>12万円</u> を選択した場合に限り、4万円の増額可
私立大学 薬・獣医学課程	<u>12万円</u> を選択した場合に限り、2万円の増額可
大学院	5万円・8万円・10万円・13万円・ <u>15万円</u> から選択
法科大学院	<u>15万円</u> を選択した場合に限り、4万円又は7万円の増額可

⑦ 機関保証制度

保証料一覧（目安）

区分			貸与月額（円）	貸与月数	保証料月額（円）	
第一種奨学金	短大	国・公立	自宅	45,000	24	1,606
			自宅外	51,000		1,820
		私立	自宅	53,000		1,892
			自宅外	60,000		2,297
	大学	国・公立	自宅	45,000	48	1,782
			自宅外	51,000		2,143
		私立	自宅	54,000		2,269
			自宅外	64,000		3,137
	修士		88,000	24	3,593	
	博士		122,000	36	6,623	
医・歯・獣医学課程		122,000	48	6,523		
第二種奨学金	短大		30,000	24	845	
			50,000		1,835	
			80,000		3,156	
			100,000		4,482	
			120,000		5,694	
	大学		30,000	48	1,147	
			50,000		2,174	
			80,000		4,468	
			100,000		5,586	
			120,000		6,703	
		薬・獣医学課程の増	140,000	7,827		
		医・歯学課程の増	160,000	72	7,590	
	修士		50,000	24	8,680	
			80,000		1,835	
			100,000		3,156	
			130,000		4,482	
			150,000		6,838	
	博士		50,000	36	8,638	
			80,000		1,942	
			100,000		3,739	
		130,000	5,672			
		150,000	7,373			
		150,000		8,508		

（注）1. 第二種奨学金は、基本部分の貸与利率1.5%、医・歯・薬・獣医学課程の増額部分の貸与利率1.7%で計算しています。

2. 第一種奨学金の貸与月数は、予約採用の場合です。

⑨ 奨学金の原資、貸与利率及び借入金の償還

（表1）平成18年度以前の採用者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金（元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間3年超4年以内）借入金利等推移表（平成15年4月以降）

年月	第二種奨学金 貸与利率	財政融資資金 借入金利	財投機関債金利
平成15年4月	0.30%	0.3%	—
5月	0.30%	0.3%	—
6月	0.20%	0.2%	—
7月	0.20%	0.2%	—
8月	0.52%	0.5%	0.52%（第4回日本育英会債券）
9月	0.40%	0.4%	—
10月	1.00%	1.0%	—
11月	0.60%	0.6%	—
12月	0.73%	0.8%	0.70%（第5回日本育英会債券）

年 月	第二種奨学金 貸与利率	財政融資資金 借入金利率	財投機関債金利
平成16年 1月	0.70%	0.7%	—
2月	0.60%	0.6%	—
3月	0.53%	0.5%	0.64% (第6回日本育英会債券)
4月	0.70%	0.7%	—
5月	0.70%	0.7%	—
6月	0.70%	0.7%	—
7月	0.97%	0.7%	1.18% (第1回日本学生支援債券)
8月	0.80%	0.8%	—
9月	0.90%	0.9%	—
10月	0.70%	0.7%	—
11月	0.70%	0.7%	0.70% (第2回日本学生支援債券)
12月	0.70%	0.7%	—
平成17年 1月	0.60%	0.6%	—
2月	0.62%	0.6%	0.66% (第3回日本学生支援債券)
3月	0.60%	0.6%	—
4月	0.60%	0.6%	—
5月	0.60%	0.6%	—
6月	0.50%	0.5%	—
7月	0.58%	0.5%	0.62% (第4回日本学生支援債券)
8月	0.50%	0.5%	—
9月	0.60%	0.6%	—
10月	0.60%	0.6%	—
11月	0.90%	0.8%	0.90% (第5回日本学生支援債券)
12月	0.90%	0.9%	—
平成18年 1月	0.90%	0.9%	—
2月	0.92%	0.9%	0.94% (第6回日本学生支援債券)
3月	1.00%	1.0%	—
4月	1.30%	1.3%	—
5月	1.30%	1.3%	—
6月	1.50%	1.5%	—
7月	1.58%	1.5%	1.62% (第7回日本学生支援債券)
8月	1.40%	1.4%	—
9月	1.40%	1.4%	—
10月	1.20%	1.2%	—
11月	1.49%	1.2%	1.52% (第8回日本学生支援債券)
12月	1.30%	1.3%	—
平成19年 1月	1.30%	1.3%	—
2月	1.03%	1.3%	0.90% (第9回日本学生支援債券)
3月	1.30%	1.3%	—
4月	1.30%	1.3%	—
5月	1.30%	1.3%	—
6月	1.30%	1.3%	—
7月	1.44%	1.5%	1.19% (第10回日本学生支援債券)
8月	1.50%	1.5%	—
9月	1.40%	1.4%	—
10月	1.20%	1.2%	—
11月	1.03%	1.3%	0.93% (第11回日本学生支援債券)
12月	1.10%	1.1%	—
平成20年 1月	1.10%	1.1%	—
2月	0.86%	1.0%	0.69% (第12回日本学生支援債券)
3月	0.90%	0.9%	—
4月	0.90%	0.9%	—
5月	0.90%	0.9%	—
6月	1.20%	1.2%	—

(注) 平成15年3月31日以前に入学し、かつ平成16年3月31日までに採用された奨学生に対する奨学金の貸与利率は、財政融資資金借入利率と同率となります。

(表 2) 平成 19 年度の採用者で当該年度中に貸与終了した者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金借入金利率等推移表

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利率	
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間 15 年超 16 年以内、うち据置期間 1 年以内	元金均等償還、半年賦、5 年金利見直しにおける当初 5 年間の金利、借入期間 15 年超 16 年以内、うち据置期間 1 年以内
平成 19 年 4 月	1.70%	1.20%	1.7%	1.2%
5 月	1.70%	1.30%	1.7%	1.3%
6 月	1.90%	1.50%	1.9%	1.5%
7 月	1.90%	1.50%	1.9%	1.5%
8 月	1.80%	1.40%	1.8%	1.4%
9 月	1.70%	1.20%	1.7%	1.2%
10 月	1.70%	1.20%	1.7%	1.2%
11 月	1.60%	1.10%	1.6%	1.1%
12 月	1.60%	1.00%	1.6%	1.0%
平成 20 年 1 月	1.50%	0.90%	1.5%	0.9%
2 月	1.50%	0.90%	1.5%	0.9%
3 月	1.50%	0.90%	1.5%	0.9%

(注) 利率固定方式による貸与利率が元金均等(期間 16 年うち据置 1 年)による借入利率に、また利率見直し方式による貸与利率が半年賦 5 年金利見直し貸付における当初 5 年間の借入金利に対応しています。

(表 3) 平成 19 年度以降の採用者で平成 20 年度に貸与終了する者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金借入金利率等推移表

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利率			
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間 14 年超 15 年以内、うち据置期間 1 年以内	元金均等償還、半年賦、借入期間 20 年以内、うち据置期間なし	元金均等償還、半年賦、5 年金利見直しにおける当初 5 年間の金利、借入期間 14 年超 15 年以内、うち据置期間 1 年以内	元金均等償還、半年賦、5 年金利見直しにおける当初 5 年間の金利、借入期間 19 年超 20 年以内、うち据置期間なし
平成 20 年 4 月	1.55%	0.90%	1.4%	1.7%	0.9%	0.9%
5 月	1.70%	1.10%	1.6%	1.8%	1.1%	1.1%
6 月	1.90%	1.35%	1.8%	2.0%	1.3%	1.4%

(注) 利率固定方式による貸与利率が元金均等(期間 15 年うち据置 1 年及び期間 20 年うち据置なし)による借入利率に、また利率見直し方式による貸与利率が半年賦 5 年金利見直し貸付における当初 5 年間の借入金利に対応しています。

〔ご参考 1〕 「日本学生支援債券」及び「日本育英会債券」発行の状況

日本学生支援債券

回号	発行年月日	発行額	年限	発行金利
第 1 回	平成 16 年 7 月 5 日	300 億円	5 年	年 1.18%
第 2 回	平成 16 年 11 月 5 日	300 億円	5 年	年 0.70%
第 3 回	平成 17 年 2 月 4 日	160 億円	5 年	年 0.66%
第 4 回	平成 17 年 7 月 5 日	400 億円	5 年	年 0.62%
第 5 回	平成 17 年 11 月 4 日	400 億円	5 年	年 0.90%
第 6 回	平成 18 年 2 月 3 日	300 億円	5 年	年 0.94%
第 7 回	平成 18 年 7 月 5 日	400 億円	5 年	年 1.62%
第 8 回	平成 18 年 11 月 6 日	400 億円	5 年	年 1.52%
第 9 回	平成 19 年 2 月 5 日	370 億円	2 年	年 0.90%
第 10 回	平成 19 年 7 月 5 日	400 億円	2 年	年 1.19%
第 11 回	平成 19 年 11 月 6 日	400 億円	2 年	年 0.93%
第 12 回	平成 20 年 2 月 6 日	370 億円	2 年	年 0.69%

日本育英会債券

回 号	発 行 年 月 日	発 行 額	年 限	発 行 金 利
第 1 回	平成 13 年 12 月 5 日	100 億円	10 年	年 1.59%
第 2 回	平成 14 年 10 月 28 日	360 億円	5 年	年 0.50%
第 3 回	平成 15 年 2 月 3 日	200 億円	5 年	年 0.44%
第 4 回	平成 15 年 8 月 5 日	300 億円	5 年	年 0.52%
第 5 回	平成 15 年 12 月 5 日	260 億円	5 年	年 0.70%
第 6 回	平成 16 年 3 月 5 日	50 億円	5 年	年 0.64%

※平成 20 年 6 月 9 日現在、株式会社日本格付研究所（JCR）より AA+、株式会社格付投資情報センター（R&I）より AA の格付けを取得しています。

〔ご参考 2〕 民間金融機関からの借入の状況

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	返済日
平成 19 年 4 月 23 日	23,842	0.66417	平成 19 年 5 月 14 日	平成 19 年 8 月 8 日
平成 19 年 5 月 22 日	20,210	0.69500	平成 19 年 6 月 7 日	平成 19 年 9 月 7 日
平成 19 年 7 月 23 日	40,860	0.79917	平成 19 年 8 月 8 日	平成 19 年 11 月 7 日
平成 19 年 8 月 22 日	45,952	0.90250	平成 19 年 9 月 7 日	平成 19 年 12 月 7 日
平成 19 年 9 月 19 日	14,178	0.90917	平成 19 年 10 月 9 日	平成 20 年 1 月 9 日
平成 19 年 10 月 22 日	40,860	0.91000	平成 19 年 11 月 7 日	平成 20 年 2 月 6 日
平成 19 年 11 月 20 日	45,952	0.93250	平成 19 年 12 月 7 日	平成 20 年 3 月 7 日
平成 19 年 12 月 17 日	14,178	0.81667	平成 20 年 1 月 9 日	平成 20 年 3 月 7 日
平成 20 年 1 月 21 日	40,860	0.68583	平成 20 年 2 月 6 日	平成 20 年 3 月 7 日
平成 20 年 2 月 20 日	58,592	※0.91417	平成 20 年 3 月 7 日	平成 21 年 3 月 9 日
平成 20 年 4 月 23 日	49,486	0.89083	平成 20 年 5 月 14 日	平成 20 年 8 月 7 日
平成 20 年 5 月 22 日	49,821	0.90333	平成 20 年 6 月 9 日	平成 20 年 9 月 9 日

※3 か月ごとに見直した金利により利息を支払っています。上表の金利は、第 1 回利払日（平成 20 年 6 月 6 日）の金利であり、第 2 回利払日（平成 20 年 9 月 5 日）の金利は 0.90333%となっています。

（表 4）第一種奨学金における政府借入金の償還予定表

（単位：千円）

年 度	金 額	年 度	金 額
平成 28 年度	87,015,665,461	平成 42 年度	85,241,409
29	87,304,982	43	86,896,067
30	86,786,557	44	87,398,492
31	82,234,588	45	89,761,811
32	78,715,220	46	98,596,253
33	74,186,429	47	108,328,787
34	73,818,887	48	104,637,269
35	73,892,913	49	91,892,568
36	72,483,472	50	98,228,054
37	71,939,987	51	99,037,432
38	73,251,760	52	81,262,237
39	73,917,858	53	88,163,347
40	76,302,725	54	80,226,481
41	79,379,206	55	74,477,115

（注）上表の金額は、昭和 56 年 5 月以降の借入金の残額及び平成 20 年度の借入予定分までについての償還予定額（見込）です。

(表 5) 第二種奨学金における財政融資資金（平成 13 年度までは資金運用部資金）の償還予定表

(単位：千円)

年 度	金 額	年 度	金 額
平成 20 年度	<u>101,396,000</u>	平成 31 年度	<u>140,120,000</u>
21	<u>121,716,000</u>	32	<u>132,640,000</u>
22	<u>140,536,000</u>	33	<u>119,900,000</u>
23	<u>159,636,000</u>	34	<u>105,510,000</u>
24	<u>169,006,000</u>	35	<u>91,220,000</u>
25	<u>159,606,000</u>	36	<u>72,910,000</u>
26	<u>157,276,000</u>	37	<u>52,980,000</u>
27	<u>154,546,000</u>	38	<u>31,680,000</u>
28	<u>151,826,000</u>	39	<u>10,590,000</u>
29	<u>149,120,000</u>		
30	<u>146,370,000</u>		

(注) 上表の金額は、昭和63年度～平成19年度の借入金の残額及び平成20年度の借入予定分までについての元金償還予定額（見込）です。

(5) 中期目標・中期計画・年度計画について

平成 20 年 4 月 25 日に独立行政法人通則法の一部を改正する法律案が閣議決定され、同日国会に提出されました。当法案が可決された場合、以下に掲げる内容は一部変更が見込まれます。なお、当法案の概要につきましては、第 2 事業の状況 3 事業等のリスク (2) 国の政策に伴うリスク ⑤独立行政法人通則法の一部改正について をご参照下さい。

(7) 平成 20 年度予算について (概要)

○総予算額 982,477 百万円 (88,124 百万円増)

(収 入)

うち、一般会計	151,956 百万円 (8,098 百万円増)
うち、運営費交付金	19,289 百万円 (△2,157 百万円減)
返還充当金等	255,752 百万円 (9,126 百万円増)
財政融資資金	454,100 百万円 (70,900 百万円増)
財投機関債	117,000 百万円 (増減なし)
自己収入	3,670 百万円 (増減なし)

(支 出)

1. 日本人学生への奨学金貸与事業	962,907 百万円 (88,288 百万円増)
●無利子貸与事業	250,113 百万円 (1,242 百万円増)
・34万2千人 (1千人増) <大学・大学院等分>	
(2千人減) <高等学校等奨学金事業の都道府県移管分>	
●有利子貸与事業	651,216 百万円 (78,552 百万円増)
・75万人 (7万4千人増)	
新たな貸与月額の創設 (大学等12万円、大学院15万円)	
●育英資金返還免除等補助金・利子補給金	27,283 百万円 (8,380 百万円増)
●高等学校等奨学金事業交付金	29,139 百万円 (339 百万円増)
○奨学金貸与事業に係る経費	5,155 百万円 (△226 百万円減)
2. 留学生支援事業	13,119 百万円 (△175 百万円減)
●短期外国人留学生支援制度	1,768 百万円 (1,768 百万円新規増)
受入れ1,800人 (新設)	
○私費外国人留学生等学習奨励費給付事業	8,083 百万円 (30 百万円増)
大学等 (留学生) H19 : 11,375 人⇒H20 : 11,410 人 (35 人増)	
日本語教育機関 (就学生) H19 : 675 人⇒H20 : 690 人 (15 人増)	
○先導的留学生交流プログラム支援事業	27 百万円 (増減なし)
新規派遣20人	
○短期留学推進制度 (受入れ)	－百万円 (△1,758 百万円減)
受入 H19 : 1,700 人⇒H20 : 0 人 (廃止)	
○短期留学推進制度 (派遣)	555 百万円 (31 百万円増)
派遣 H19 : 720 人⇒H20 : 730 人 (10 人増)	
○留学生への学資金給付経費	41 百万円 (△40 百万円減)
○留学生宿舍等の設置及び運営	1,303 百万円 (△7 百万円減)
○日本留学試験の実施	263 百万円 (増減なし)
○留学生に対する日本語教育	354 百万円 (△15 百万円減)
○留学生宿舍設置者に対する助成金支給	209 百万円 (7 百万円増)
○留学生交流推進事業	517 百万円 (△191 百万円減)
3. 学生生活支援事業	85 百万円 (△2 百万円減)
○学生支援業務関連研修及び情報等収集提供事業	66 百万円 (△10 百万円減)
○学生の修学環境整備のための調査研究	19 百万円 (9 百万円増)
障害のある学生支援に対応したFD・SD研修モデル開発事業等	
4. その他	6,367 百万円 (13 百万円増)
人件費・一般管理費	
(注) ●は、運営費交付金対象外予算、()内は各事業における対前年度増減です。	

第2 事業の状況 3 事業等のリスク

(2) 国の政策に伴うリスク

② 独立行政法人整理合理化計画について

平成19年12月24日「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定されました。

本機構では、同計画に基づき、「事務及び事業の見直し」、「組織の見直し」、「運営の効率化及び自律化」に取り組んでまいります。

各独立行政法人について講ずべき措置のうち、本機構に関する部分は以下の通りです。

<p><u>事務及び事業の見直し</u></p> <p>【奨学金貸与事業】</p> <p>○延滞債権の回収率向上を図るための抜本的な対策を平成20年度中に策定することとし、所要の措置を講じる。</p> <p>○3%の貸付上限金利について、教育政策の観点等から、見直しを検討する。</p> <p>【留学生支援事業】</p> <p>○東京国際交流館のプラザ平成の企画・管理・運営業務及び広島国際交流会館の管理・運営業務に係る民間競争入札を導入する。また、プラザ平成については、平成20年度末までに廃止も含め在り方につき結論を得る。</p> <p>【学生生活支援事業】</p> <p>○学生生活支援事業については、大学等の自主的な取組を促すため、障害のある学生の修学支援を始め、各大学等における取組が十分ではなく、公共上の見地から必要な事業内容を厳選して実施する。</p> <p>【市場化テストの拡大】</p> <p>○国際交流会館については、平成20年度に広島国際交流会館において落札者による管理・運営業務を実施することに加えて、同年度に新たに大阪第二国際交流会館において民間競争入札を実施し、21年度から落札者による管理・運営業務を実施する。これらの民間競争入札の検証結果等も踏まえ、残る11館の国際交流会館における民間競争入札を更に推進する。</p>
<p><u>組織の見直し</u></p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○日本語教育センターの私費外国人留学生に係る学生数の半減に伴う運営体制の見直し等を行う。</p> <p>【人員、組織の徹底したスリム化】</p> <p>○奨学金の回収業務をはじめとする各事業について積極的に競争入札による民間委託を推進し、その結果をも踏まえ、組織の簡素化を図るとともに、次期中期計画終了時（平成25年度）までに、現行中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減する。</p>
<p><u>運営の効率化及び自律化</u></p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○東京日本語教育センターについては、周辺環境や建ぺい率・容積率規制等に留意するとともに、施設の機能、地元自治体との関係、大学への進学を希望する学生を教育するという施設の性格等を踏まえつつ、有効活用の方策について、具体的なスケジュールを示して検討する。</p> <p>○市谷事務所の立地や保有形態の在り方について、事業の在り方、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、具体的なスケジュールを示して検討する。</p> <p>○国際交流会館について、地元自治体との密接な連携を重視するとともに、地域の国際交流拠点としての役割を踏まえつつ、有効活用の方策について、具体的なスケジュールを示して検討する。</p> <p>○高円寺宿舎については、奨学金の貸付債権に係る貸倒引当金の財源であることを考慮しつつ、利用率、老朽化等を踏まえ、関係機関とも相談のうえ、売却を含めた資産の在り方について平成20年度中に結論を得よう検討する。</p>

③ 市場化テストの導入について

平成19年12月24日に閣議決定された「公共サービス改革基本方針改定」において、「東京国際交流館」の「プラザ平成」の企画・管理・運営業務並びに「広島国際交流会館」および「大阪第二国際交流会館」の管理・運営業務について、以下の通り市場化テストの対象とすることが決定されております。

公共サービス改革基本方針改定＜抜粋＞

平成19年12月24日閣議決定

【別表】

7. 独立行政法人の業務

事項名	措置の内容等	担当府省
(20) (独) 日本学生支援機構の「東京国際交流館」の「プラザ平成」運営等業務	<p>○ (独) 日本学生支援機構の「東京国際交流館」の「プラザ平成」について、「国際研究交流大学村」における産学連携の知的国際交流・情報発信の拠点としての位置づけを踏まえつつ、民間競争入札を実施する。その内容は原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「プラザ平成」の会議施設に係る企画・管理・運営業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成19年12月までに入札公告し、20年4月から落札者による運営等業務を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年4月から23年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 <u>(独) 日本学生支援機構「東京国際交流館」の「プラザ平成」(東京都)</u></p>	文部科学省
(21) (独) 日本学生支援機構の国際交流会館等の運営等業務	<p>○ (独) 日本学生支援機構の全国13箇所の国際交流会館のうち2館について、現在、(財) 日本国際教育支援協会に委託している管理・運営業務について民間競争入札を実施するとともに、その成果を検証する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「広島国際交流会館」及び「大阪第二国際交流会館」の管理・運営業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 「広島国際交流会館」については、平成20年4月から落札者による管理・運営業務を実施 「大阪第二国際交流会館」については、「広島国際交流会館」における入札実施状況等を踏まえ実施要項について所要の見直しを行ったうえ、適切な時期に入札公告し、平成21年4月から落札者による管理・運営業務を実施</p> <p>【契約期間】 「広島国際交流会館」については、平成20年4月から23年3月までの3年間 「大阪第二国際交流会館」については、平成21年4月から24年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 <u>(独) 日本学生支援機構の「広島国際交流会館」(広島県) 及び「大阪第二国際交流会館」(大阪府)</u></p> <p>【平成20年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 民間競争入札の更なる実施について、上記の民間競争入札の検証結果等も踏まえ、残る11館の国際交流会館における民間競争入札を更に推進する。</p>	文部科学省

⑤ 独立行政法人通則法の一部改正について

平成 20 年 4 月 25 日に独立行政法人通則法の一部を改正する法律案が閣議決定され、同日国会に提出されました。当法案の概要は以下の通りです。

I. 改正目的

制度導入以来 7 年を経過し、制度を原点に立ち返って見直し、独立行政法人のガバナンスを抜本的に強化するなど、所要の措置を講ずるものとする。

II. 改正事項の概要

1. 評価機能の一元化

(1) 新たな独立行政法人評価委員会の設置

- ① 独立行政法人の評価機能を一元化し、新たに総務省に置く独立行政法人評価委員会（以下「評価委」という。）に担わせることとする。（各府省独立行政法人評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会は廃止。）
- ② 評価委の委員は委員 18 人とし、内閣総理大臣が任命するものとする。
- ③ 評価委は、関係行政機関の長又は独立行政法人の長若しくは監事に資料提出等必要な協力を求め、また、自ら、必要な調査をすることができることとする。

(2) 毎年度の実績評価及び中期目標の期間の終了時に行う事務・事業の見直しの再構築並びに内閣によるガバナンスの強化

- ① 独立行政法人は、毎事業年度終了後、当該事業年度の業績実績、中期計画の進捗状況等について、自己評価を付した報告書を提出して、評価委の評価を受けなければならないこととする。報告書の提出は主務大臣を経由して行うものとし、主務大臣は、必要な意見を添付することとする。
- ② 評価委は、中期目標を達成するために独立行政法人が当面構すべき措置や中期目標期間終了時までには構すべき措置について主務大臣に勧告することができることとする。また、評価結果の独立行政法人及び主務大臣への通知、評価結果及び勧告内容の内閣総理大臣への報告を行うこととする。
- ③ 主務大臣は、評価委が勧告を行った場合、中期目標を達成するために独立行政法人が当面構すべき措置を指示することができることとする。また、中期目標の期間の終了時までには、独立行政法人に関し所要の措置を講ずるものとする。
- ④ 評価委は、特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、②の勧告事項について内閣法の規定による措置がとられるよう意見具申することができることとする。
- ⑤ 上記措置に併せ、主務大臣の業務方法書、短期借入金等の認可、財務諸表の承認等に際して行われていた各府省の独立行政法人評価委員会への意見聴取手段は、評価委については設けないこととする。

2. 役員人事の一元化、人事への評価の活用等

- (1) 主務大臣は、法人の長及び監事の任命に当たっては、再任等一定の場合を除き、公募を活用する等広く候補者を求めることとする。これらの者の任命に際しては、公募の状況、任命等の理由等、考慮した評価結果等を記載した書面を内閣に提出して、内閣の承認を得ることとする。
- (2) 評価委は、自らの調査の結果又は評価結果に照らし、法人の長等の解任を勧告できることとする。

3. 監事・会計監査人の職務権限の充実強化、内部統制システム構築の義務付け等

- (1) 監事について、独立行政法人の役職員・子法人に対する報告要求権、業務・財産状況の調査権限を新たに規定（会計監査人についても所要の規定）することとする。
- (2) 監事の独立性の強化等のため、大半の個別法において2年とされている任期について、4年を基本として財務諸表の主務大臣承認のときまでに改める。
- (3) 独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等（内部統制システム）を業務方法書の記載事項として明記することとする。

4. 非特定独法の役職員の再就職規制

- (1) 特定独立行政法人以外の独立行政法人（以下「非特定独法」という。）の役職員が密接関係法人等（営利企業等のうち資本関係、取引関係において非特定独法と密接な関係を有するもの）に対して行うあっせんを原則禁止する。
- (2) 現職の役職員が業務に係る法令等違反行為に関して行う求職活動を禁止する。
- (3) 再就職者から業務にかかる法令等違反行為の働きかけを受けた役職員について法人の長への届出を義務付ける。
- (4) 再就職規制に関して法人の長がとるべき措置等について定める。

5. 保有資産の見直しのための法整備（国庫納付等）

- (1) 不要財産の処分義務を規定するとともに、処分計画の中期計画への記載を義務付ける。
- (2) 国費で取得した不要財産の国庫納付を義務付け、国庫返納に伴う減資等について、所要の規定を設ける。
（民間出資等で取得した不要財産の払戻しについても所要の規定）

6. その他

- (1) 施行日
政令で定める日（準備が整い次第、順次施行。遅くとも2年を超えない範囲内とする。）
- (2) 独立行政法人通則法改正法の関係法律の整備に関する法律案について、必要な経過措置、101の個別法及び10の各府省設置法の定める各府省独立行政法人評価委員会に関する規定の整理、独立行政法人通則法を準用する3法律の整備等について定めるものとし、可及的速やかに整備法案をとりまとめ、今国会に提出することとする。

なお、当法案の全文につきましては、

行政改革推進本部事務局ホームページ（<http://www.gyokaku.go.jp/>）の内、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」（<http://www.gyokaku.go.jp/news/h20/080425tuusokuhoukaisei/hourituann%20riyuu.pdf>）において公表されています。

第4 法人の状況 3 コーポレートガバナンスの状況

平成20年4月25日に独立行政法人通則法の一部を改正する法律案が閣議決定され、同日国会に提出されました。
当法案が可決された場合、以下に掲げる内容は一部変更が見込まれます。なお、当法案の概要につきましては、第2 事業の状況 3 事業等のリスク (2) 国の政策に伴うリスク ⑤独立行政法人通則法の一部改正についてをご参照下さい。

(4) 平成18年度業務実績評価について

本機構の平成18年度に係る業務実績に関する評価は以下のようになっております。

全体評価

① 評価結果の総括

- (イ) 日本学生支援機構は、我が国における学生支援の中核機関（ナショナルセンター）として、その一層の改善・充実に努め、サービス利用者からも概ね良好な評価を得たものと認められる。
- (ロ) 効率的・効果的な業務運営のための組織改編や、外部委託や随意契約の見直し等による経費削減など、業務運営の一層の効率化を図るとともに、それぞれの事業部門におけるサービス向上のために積極的に取り組んでいるものと認められる。

<参考>・業務運営の効率化：A ・業務の質の向上：A ・財務内容の改善：A

② 評価結果を通じて得られた法人の今後の課題

- (イ) 奨学金貸与事業に係る滞納分回収率や、新規返還者に係る返還率が低下しており、対策を講じる必要がある。
- (ロ) 返還金回収業務の外部委託について、機構と外部委託の場合との比較ができており評価できるが、外部委託の効果的な活用に必要なため、更なる検討を行う必要がある。
- (ハ) プラザ平成については稼働率の上昇は評価できるが大幅な支出超過となっており、収支について検討の必要がある。
- (ニ) 留学情報センターにおける留学に関する照会件数について、件数が伸びない原因を分析するとともに、対策を検討する必要がある。

③ 評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性

- (イ) 低下要因を分析し、また、回収業務の外部委託の結果を参考にして、回収率向上に向けた新たな取組を行うとともに、大学へのインセンティブ付与など、リレー口座加入率向上のための取組を行うべき。
- (ロ) 機構と外部委託の場合の回収費用の比較を更に精緻化するとともに、費用対効果を多角的、総合的に検討すべき。また、適切な業者の選定基準策定に向けて更に取り組むべき。
- (ハ) プラザ平成について、より詳細な利用状況管理を行い、精緻な分析を行うなど収支状況の改善にむけた取組を行うべき。
- (ニ) 昨年度より増加した要因の分析と、ホームページの充実や留学生数の増減などと照会件数の関連性の分析等を行い、件数増加のための方策を検討すべき。

なお、全文に関しては、文部科学省のホームページ (<http://www.mext.go.jp/>) 内、

「文部科学省所管独立行政法人の平成18年度の業務実績に係る評価」

(http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/07101219/002/008.pdf) において公表されております。

第3 参照書類を縦覧に供している場所

東京都新宿区市谷本村町 10-7

独立行政法人日本学生支援機構市谷事務所

なお参照書類は、本機構ホームページ(<http://www.jasso.go.jp/>)にも掲載します。